

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和 35(1960)年までは増加の傾向にあり、この年に 11,915 人とピークを迎えた。しかしその後は、ほぼ直線的に右肩下がりの減少状態となっており、平成 30(2018)年 3 月末では 5,887 人となっている。今後の推計では、人口の減少傾向は変わらず、平成 32(2020)年には 5,695 人(ピーク時の約 50%)、平成 72(2060)年には 2,740 人(ピーク時の約 25%)と推計されている。

基幹産業である、農業・水産業については、高いレベルで安定した品質を誇る牛乳、全国有数の水揚げのある昆布や高品質なウニなどの農水産物の生産地となっているが、近年、農業、水産業ともに生産額、就業者数ともに大きく減少しており、町内の加工業者等と連携した 6 次産業化等の高付加価値化・雇用創出の取組みと、交流人口の拡大や新規就農・就漁者等の移住者受け入れの取組みを一体的に進めて行くことが必要である。

一方、商工業では、民営の事業所数は 276 事業所(平成 26 年経済センサス基礎調査)があり、そのうち、263 事業所が従業者数 30 人以下の企業であり、町の大部分が中小企業となっている。また、ここ近年の事業数は、平成 3 年では 355 事業所あったのに対し、毎年、右肩下がりの減少状態となっており、特に、商店数では 139 事業所から 60 事業所まで半数以上減少しており、少子高齢化や人口減少、さらには、事業者の高齢化等による担い手不足や設備の老朽化などの影響を受けて、減少速度が増している現状にある。

(2) 目標

本町における中小企業は、少子高齢化や担い手不足などにより労働生産性の減少や、所有している設備の老朽化が進んでいることから、生産性の向上に向けた足枷となっている。このため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

浜中町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。